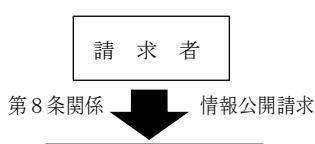
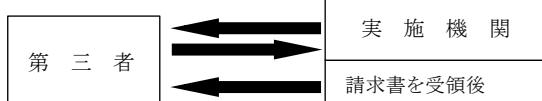


## 多久市情報公開・共有条例の概要（請求から公開までの流れ）

**【実施期間】（第2条）**  
市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会  
監査委員、農業委員会、公営企業管理者  
固定資産評価審査委員会



- 公開請求された中に第三者の情報が含まれる場合、第三者の意見を聴かなければならぬ。（第10条）



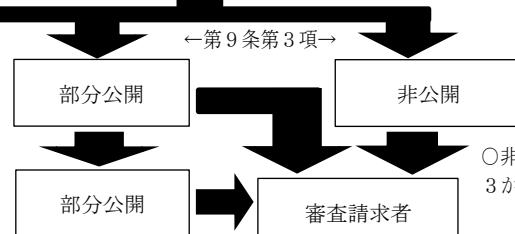
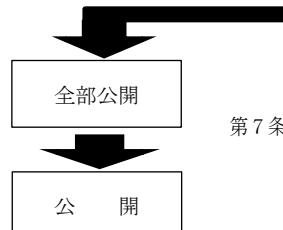
- 第三者に意見を聞く場合は、公開の決定の期日と公開する期日との間に2週間をおく。第三者には通知が必要。（第10条第2項）
- 期間内に決定できない場合は、期間満了日の翌日から15日を限度に期間延長できる。（第9条第4項）  
(延長期間と理由を請求者に通知する)

請求書を受領後  
15日以内に  
公開・非公開を決定  
(第9条第1項)

公開・非公開の  
通知文発送（第9条第2項）

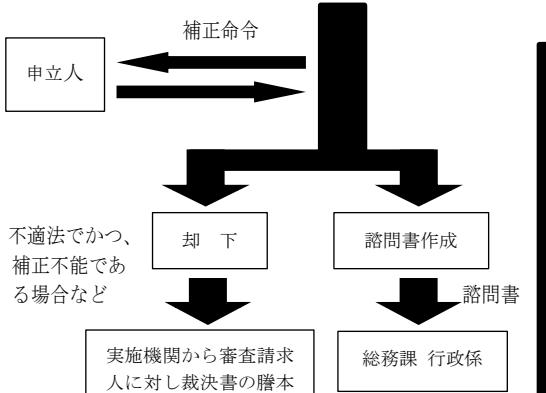
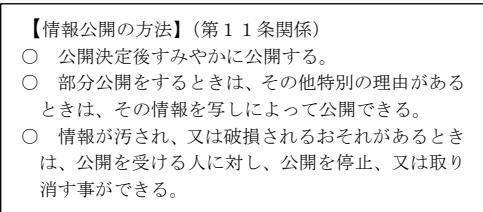
**【公開しない情報】（第6条）**

- ①法令で公開することが禁止されている情報。
- ②個人に関する情報（個人の事業情報は除く）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に記載され、若しくは記録され、特定の個人がわかるもの。又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利害を害するおそれがあるもの。
- ③法人その他の団体（国、地方公共団体除く）の情報又は個人の事業情報で公開することにより、その法人など又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。（例外あり）
- ④市の機関と国又は他の地方公共団体の機関との委任、依頼、協議などの情報。
- ⑤市の機関内部もしくは機関どうし、又は市の機関と国などの機関との間における審議、協議、検討、調査、試験研究などの情報。
- ⑥市又は国などの機関が行う監査、監督、検査、交渉、争訟、入札、許認可、試験、人事などの情報。
- ⑦公開することにより、生命、身体、財産などの保護、犯罪の予防捜査及びその他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報。



○非公開の決定を知った日の翌日から  
3か月以内に審査請求することができる。

**【情報公開手数料】（第12条）**  
○無料  
○複写料、送料は負担あり



**【多久市情報公開・個人情報保護審査会】（第14条）**  
審査請求に対する諮問に応じて審査を行ふとともに、情報公開の運営について実施機関に意見を述べることができる。  
審査請求が不適法であるときや、審査請求を認めるとときは審査会を諮詢しない。  
審査会の委員は5人以内。市長が委嘱。  
任期は2年。審査会は非公開。答申は公開できる。

**【出資法人・補助団体などの情報公開】（第18条、第19条）**  
○ 市から出資している法人で、当該出資法人などの資本金、基本財産又はこれに類するものの2分の1以上の額を市が出資しているものや指定管理者は、情報公開に努めなければならない。実施機関若しくは出資団体など又は指定管理者が情報公開を行う。  
○市から補助金を1会計年度の間に1件100万円以上の補助金を受けた団体は補助金に係る事業などの情報公開に努める。情報公開は実施機関において行う。

**年に1回、情報公開の実施状況を公表する**  
(第17条)

